

下関市立大学後援会会則

改正 令和 6 年 6 月 29 日

(名 称)

第1条 この会は、下関市立大学後援会と称する。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を下関市立大学（以下「大学」という。）内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、大学の教育事業を援助することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生の勉学・厚生指導に対する援助
- (2) 図書および施設拡充のための援助
- (3) 学生自治団体に対する援助
- (4) その他教育上必要な事項

(構成員)

第5条 この会は、大学学生の保護者をもって組織する。ただし、外国人留学生の保護者は除く。

(役員等)

第6条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

2 この会に書記を置く。

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会の運営にあたる。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 書記は、会計および庶務の任にあたる。

(役員等の選任方法)

第8条 役員は、次の方法により選任する。

- (1) 会長および副会長は、理事およびその職にあった者の中から理事会が互選する。
- (2) 理事は、会員の中から互選し、さらに若干名を大学教職員の中から、会長が委嘱する。

(3) 監事は、会員の中から互選する。

2 書記は、会長が委嘱する。

(役員等の任期)

第9条 役員等の任期は、その役員等の選任から翌年度の総会で改選されるまでとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は、総会および理事会とする。

第11条 総会は、毎年1回学年始めに開く。ただし、理事会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項を行う。

- (1) 予算の審議決定
- (2) 決算の承認
- (3) 役員承認
- (4) 会則の変更
- (5) 会務の報告
- (6) その他必要な事項の審議決定

第12条 理事会は、会長、副会長、および理事をもって構成し、必要に応じ随時会長が招集する。

2 総会に付議すべき事項は、あらかじめ理事会の承認を経なければならない。

第13条 総会および理事会の議決および承認は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(会計)

第14条 この会の経費は、次の収入によって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 雑収入および利子

2 前項の会費は、在学期間分 23,000 円とし、入学当初納入するものとする。また、一旦納入した会費は返還しない。

3 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則 この会則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は、平成 10 年 5 月 31 日から施行する。

附 則 この会則は、平成 28 年 6 月 12 日から施行する。

附 則 この会則は、令和 6 年 6 月 29 日から施行する。